

2021年6月10日

美浜発電所第3号機
設計及び工事計画届出書(濃縮液配管他の改造)に係る確認事項

| No. | 対象資料 | 事実確認事項 |
|-----|----------------------------------|--|
| 1 | 全般 | 今回届出範囲における主配管(A廃液蒸発装置出口～弁(3V-19293A、B))の溶接線の箇所、現地溶接か工場溶接かどうかについて説明すること。 |
| 2 | 全般 | 濃縮液配管他の改造工事における作業員被ばくへの影響について説明すること。 |
| 3 | 全般 | 主配管(A廃液蒸発装置出口～弁(3V-19293A、B))と、溢水評価区画の位置関係について説明すること。また、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止する堰の位置関係を説明すること。 |
| 4 | 全般 | 濃縮液配管他の改造工事を行うエリアの管理区域の区分(汚染のおそれの有無)について説明すること。また、工事を行うにあたって汚染管理をどのように行うのか説明すること。 |
| 5 | 資料2 施設別記載事項の設定根拠に関する説明書 | 主配管(A廃液蒸発装置出口～弁(3V-19293A、B))について、外径を変更する34.0mmのみ記載しており、外径を変更しない範囲である33.4mmが記載されていない理由について説明すること。また、外径を変更しない33.4mmの配管を継続しようすることについて、本届出書の設定根拠の「呼び径1B以上の配管を選定する」と矛盾が生じないかどうかについて説明すること。 |
| 6 | 資料3 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | 周辺機器等からの悪影響について、火災の悪影響のみ記載しているが、溢水の悪影響等が記載されていないのは何故か説明すること。 |
| 7 | 資料3 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | 主配管(A廃液蒸発装置出口～弁(3V-19293A、B))について、溶接部に対するUTプローブの範囲、ルート変更により干渉物等からの隔離が取られているかどうかなど、試験・検査性に影響がないかどうか具体的に説明すること。 |

| | | |
|----|--------------------------|--|
| 8 | 資料4 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 | 主配管(A廃液蒸発装置出口～弁(3V-19293A、B))について、新規制基準工認の火災防護に関する説明から、放射性物質を貯蔵する機器等に該当するかどうかについて説明すること。 |
| 9 | 資料5 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 | ドラミングバッチタンクの運用停止及び配管のルート変更によって、溢水源及び溢水量の評価の差異を具体的に説明すること。 |
| 10 | 添付図面 | 系統図(第2-1図、第2-2図)について、廃液蒸発装置出口付近の弁が「閉」から「開」に変更されている理由について説明すること。また、アスファルト固化ドラム詰設備分岐点からドラム詰室へのラインに弁が追加されている理由について説明すること。 |
| 11 | 添付図面 | 系統図(第2-1図、第2-2図)について、セメント固化行きの配管ラインと弁(3V-9249、A～F)は新規制基準工認では記載されていなかったが、今回記載がある理由について説明すること。 |
| 12 | 補足説明資料 | SUS316Lの耐Cl-SCC性の説明について、応力腐食割れの発生の因子ごとに整理して説明すること。 |
| 13 | 補足説明資料 | 設備の運用停止の説明について、廃止と運用停止との違いを説明すること。また、運用停止が実用炉規則の改造にあたるかどうかについて説明すること。 |